

平成21・07・09製局第3号

平成21年7月13日

一般社団法人ナノテクノロジービジネス推進協議会 会長
社団法人日本化学工業協会 会長
カーボンブラック協会 会長
日本酸化チタン工業会 会長
日本無機薬品協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長

ナノ材料に関する安全対策について

ナノ材料(元素等を原材料として製造された固体状の材料であって、大きさを示す三次元のうち少なくとも一つの次元が約1nm~100nmであるナノ物質及びナノ物質により構成されるナノ構造体(ナノ物質の凝集した物体を含む。)以下同じ)については、そのサイズに起因する有害性を示す論文が国内外で発表される等、その安全性に対する懸念が広がっています。このため、経済産業省においては、平成20年11月から「ナノ材料製造事業者等における安全対策のあり方研究会(以下、研究会)」を開催して、ナノ材料製造事業者等(ナノ材料を製造又は輸入する事業者、以下同じ)が自主的に行うべき安全対策について検討を行ったところです。今般、研究会において報告書が取りまとめられたことを踏まえ、下記について、会員企業に周知するようお願いいたします。

記

1. 労働環境におけるばく露防止対策、環境への排出抑制対策について、国内外の事業者の先進的取組や、国内外の政府の取組について情報の収集・把握を行い、自らの製造や使用実態を踏まえた自主的な安全対策に取り組むとともに、ナノ材料の安全性情報について、自主管理を進めるためにも収集・把握すること。

- 2 . ナノマテリアルに関する安全性情報、取扱に関する留意点、使用情報等の共有等、ナノマテリアル製造事業者等と使用事業者との間でのコミュニケーションを促進すること。
- 3 . 安全性に関する製造事業者等としての考え方を広く示すために、ナノマテリアル製造事業者等が持つ試験データや自主管理の取組等を積極的に発信し、併せてその内容を経済産業省に提供すること。